

一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会
不服申し立て審査要項

1. 不服申し立ての範囲

会員は、日本トラウマティック・ストレス学会倫理・利益相反委員会の審査結果に基づき、会員に対して行われた決定や処分に関して、当該会員は不服申し立てをすることができる。

2. 不服申し立ての手続き

前条で定められた不服申し立てを行う場合、会員は決定や処分に関する通知が届いた日から 14 日以内に、書面で日本トラウマティック・ストレス学会会長宛に不服申し立て審査請求書を提出しなければならない。不服申し立て審査請求書は、氏名・住所・不服申し立ての対象となる決定や処分の内容・請求書作成年月日を含むもので、様式は特に定めない。加えて、不服申し立て審査請求書を提出した日から 30 日以内に、不服申し立ての理由を書いた申し立て理由書を書面で会長に提出しなければならない。不服申し立て理由書についても様式は特に定めない。

3. 不服申し立て審査委員会の設置

不服申し立て理由書が届いてから 30 日以内に、会長は不服申し立て審査委員会を設置する。会長は、本学会会員から若干名と外部から 1名の学識経験者を不服申し立て審査委員として指名する。ただし、倫理・利益相反委員会委員は、不服申し立て審査委員会委員になることはできない。審査期間は、最長6カ月である。

4. 不服申し立て審査における調査

当該会員は不服申し立て審査委員会の調査に協力することが求められる。

5. 不服申し立て審査結果の通知

不服申し立て審査結果は、会長から書面で通知される。不服申し立てに関する決定は最終的なものであり、その決定についての不服申し立ては受け付けられない。

<不服申し立て審査請求書と不服申し立て理由書の送付先>

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目3番2号

兵庫県こころのケアセンター相談室内

一般社団法人 日本トラウマティック・ストレス学会事務局 代表宛

本要項は、2018(平成30)年 2月 20日から施行する。

本要項は、2023(令和5)年 8月 5日に改訂された。

本要項の改廃は、本法人理事会において決定される。